小学校入学前の 子どもの 自己負担割合が2割に

乳幼児の医療費を2割負担 に軽減する対象年齢が、「3歳 未満」から「義務教育就学(小 学校入学) 前 | までに拡大され ます。

退職者医療制度の 対象年齢が 65 歳未満に

退職者医療制度の対象年齢が 75歳未満から65歳未満に変 わります。退職被保険者本人が 65歳になりますと、誕生月の 翌月から本人及びその被扶養者 は一般の国保の加入者となりま す。

65 歳以上の人の 保険税の年金天引きが 始まります

被保険者全員が65歳以上 75歳未満の世帯の国保税納付 について、世帯主の年金からの 天引き(特別徴収)が平成20 年4月から始まります。ただ し、世帯主が国保被保険者以外 の場合や、年金額が年額 18 万 円未満の場合、介護保険料の天 引きとあわせた額が年金額の2 分の1を超える場合は、天引 きは実施されません。この場合 は、個別に保険税を納めること になります。(普通徴収)

療養病床入院時の 「食費・居住費」負担の 対象年齢が65歳以上に

療養病床に入院したときに、 食費と居住費の一部を自己負担 する対象年齢が65歳以上にな ります。

保健師から

妊婦一般健康診査の 公費助成回数が変わります



妊娠中は、特に気がかりなことがなくても身 体にはいろいろな変化が起こっています。

特に注意しなければならないのは貧血、妊娠 高血圧症候群、妊娠糖尿病です。

健康診査で胎児の育ちぐあいや、血圧、尿な どの状態をみてもらいましょう。

平成20年4月1日から妊婦一般健康診査公費助成回数の変更により、受診票の枚数がこれまでの2枚(多 胎の方は7枚)から5枚(多胎の方は10枚)に増えます。平成20年3月31日までに大山町に妊娠届を された方は、追加で受診票を郵送していますので、ご確認ください。また、妊娠中に転入された方は福祉保 健課までお問い合わせください。

○妊娠したと思ったら早めに医療機関を受診し、妊婦健康診査を必ず受けましょう。 保健師 Tal 5 4 − 5 2 0 7

問い合わせ先:福祉保健課